



平成 28 年 3 月 10 日

各 位

会社名 ピープル株式会社
代表者名 取締役兼代表執行役 桐渕千鶴子
(JASDAQ コード番号 7865)
問合せ先 IR 担当 飛田留美子
(TEL. 03-3862-2768)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 28 年 3 月 10 日開催の当社取締役会において「定款一部変更の件」に関し平成 28 年 4 月 13 日開催予定の第 39 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしました。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、社外取締役と責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 32 条（取締役の責任免除）に第 2 項を新設するものです。なお、第 32 条第 2 項の新設に関しましては、各監査委員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 (新 設)	(取締役の責任免除) 第 32 条 (現行通り) 2 <u>当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>

3. 効力発生日

平成 28 年 4 月 13 日(予定)となっております。

以上